

18 防災物品等

【関連章第6章4】

事例 「防災製カーテンにより延焼拡大を防いだ火災」

出火時分 5月 18時ごろ
用途等 複合用途（介護施設、共同住宅） 耐火造 17/1 延 70,000 m²
防火管理 該当选任あり 消防計画あり
被害状況 建物ぼや1棟 防災カーテン2枚、座布団、椅子各若干焼損 負傷者1人
概要

この火災は、複合用途建物の11階共同住宅部分の居室から出火したものです。

出火原因は、居住者がカセットコンロで調理をした際に、食材にかけてアルコールから火が立ち上がり、付近のカーテンに接炎したものです。

居住者は調理をしていたため、すぐに火災に気付いき、燃えているカーテンを取り外し、住宅に置いてあった粉末消火器で初期消火を実施しており、その際にやけどを負っています。

上階の居住者は、下階から煙が上がってきたため、自宅インターホンの非常ボタンを押下し、駆け付けた警備員がカーテン等の燃えた後を確認し、119番通報しています。

教訓等

この火災では、カセットコンロから立ち上がった炎によりカーテンが焼損していますが、カーテンが防災物品であったこと、居室にあった住宅用の粉末消火器ですぐに初期消火をできたことから延焼拡大を防いだと考えられます。

「防災」とは燃えにくい性質のことであり、小さな火源が当たっても容易に着火せず、着火しても自己消火性能により燃え広がらない性質のことを言います。高層建築物や地下街、旅館、ホテル、病院など不特定多数の方が利用する施設、工事中の建物等では、避難及び消火活動が困難であり、火災初期の抑制が非常に重要になることから、カーテン、じゅうたん、工事用シート等は防災物品の使用が消防法で義務付けられています。

住宅においては、高層建築物の場合を除き、カーテン等の防災性能は必須ではありませんが、火災の被害を軽減させるための身近な防火対策の一つとして非常に有効な手段です。



写真 18-1 出火室の状況



写真 18-2 防災カーテンの焼損状況